

足立区地域自立支援協議会 本会議・専門部会の協議の進行について

令和5年度版

1 協議において大切にしたいこと

足立区地域自立支援協議会では、次のことを大切にしています。

共通の目的	障害者総合支援法がめざす「障がいのある人が普通に暮らせる地域づくり」や、足立区の計画における「障がいの有無にかかわらず、誰もが住みなれたまちで、共に安心して生活し続けられる足立区の実現」について、全員が大きな共通意識を持ちながら参加します。
情報の共有	参加者が抱える実際の個別事案から、地域の実情や、地域課題を集め共有します。※「個別支援会議」が原点
具体的協働	持ち寄った地域の課題については、参加者が、自らの課題として受け止め、自分のところでは何ができるのかと考え、共に解決しよう、一歩でも前進しようという立場で協力していきます。
地域の関係者によるネットワークの構築	様々なニーズに対応していくため、保健、医療、福祉、教育、就労等の多分野・多職種による多様な支援を一体的かつ継続的に用意していくよう取り組みます。

2 進行役

本会議は会長に、専門部会は部会長に進行をお願いしています。

3 公開・非公開

- (1) 本会議と専門部会は、公開（＝傍聴者あり）を原則としています。
- (2) 本会議は、専門部会で詳しく検討された内容をもとに、地域の課題などの全体的な内容を取り上げるため、公開としています。
- (3) 専門部会は、個別事案（個人が推測される可能性がある内容）を取り扱う場合に限り、部会長の判断により非公開とします。たとえば、年数回開催する専門部会のうち1回を非公開とすることもできます。
- (4) 専門部会を公開として開催していたものの、協議の進行上、個別事案について取り上げる必要が生じた場合、部会長は、傍聴者に一時退室を求めることができます。

4 情報発信と個人情報の取り扱いについて

- (1) 協議会では、参加者が抱える実際のケースや地域の課題を持ち寄るなど、個々のニーズから見える地域課題や対応の実情を「地域の情報」として発信し、共有します。
- (2) 公開の会議で、個別事案をもとにした「地域の情報」を取り上げる際は、固有名詞を避け、事案を抽象化、一般化するなど、プライバシーに十分配慮ください。

5 会議録の作成とホームページの掲載について

- (1) 会議録作成のため、会議の様子を録音させていただいております。
- (2) 公開の会議における内容及び発言者名などは、会議録として、足立区ホームページに公開します。
- (3) ご発言をいただいた委員の皆様には後日、会議録（案）をお送りしますので、内容の確認をお願いいたします。